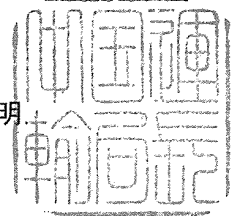




中国自一第 192 号
平成 24 年 7 月 31 日

三次市地域公共交通会議
会 長 津森 貴行 殿

中国運輸局長 小 橋 雅 明



平成 24 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通バリア解消促進等事業)
の交付決定について

標記について、下記事業者に対し、別添（写）のとおり交付決定通知書を交付した
ので通知します。

記

備北交通株式会社

備北交通株式会社
代表取締役 脇本 和男 殿

中国運輸局長 小 橋 雅 明

平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通バリア解消促進等事業) 交付決定通知書

平成24年7月24日付け備交申第23号で申請のあった「平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通バリア解消促進等事業)」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、平成24年7月31日付け国自旅第237号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業、補助金の額並びに補助対象経費及びその配分額は、別紙のとおりとする。
2. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画に即して実施するものとする。
3. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。
4. ノンステップバスについては、原則として標準仕様ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号)別表に掲げる標準仕様を満たす状態を維持しなければならない。

様式第4-2 別紙2

(バス・タクシー運賃、船舶の移動等円滑化、福祉タクシーの共同配車センターの整備、バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供、鉄軌道駅の利用者の利便性向上に資する生活支援機能施設の整備を除く利用環境改善促進等事業に限る)

平成24年度：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）交付決定事業

補助対象事業者名： 備北交通株式会社

(単位：円)

補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の名称	補助対象設備	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費	補助金額	備考
バリアフリー化設備等 整備事業 (バス・タクシー車両 の移動等円滑化に 要する経費)	ノンストップバス 導入事業	中型 2両	自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日	33,171,600	2,284,000	
計				33,171,600	2,284,000	